

豊島区広報

No. 122.

昭和 34. 12. 10

東京都豊島区役所



好評の豊島区民文化作品展

十二月一日より国民健康保険実施

“病気にもケガにも安心国民健保”

待望の豊島区国民健康保険が、十二月一日より実施されました。国民健康保険（国保）は国民健康保険法という法律により昭和十三年から健康保険、船員保険や公務員等の共済組合などに入っていない人を対象に始められ、次第にその重要性が認められ昨年十

月末には全国で約三、六五二万の人が入っております。この国保は、昭和三十六年三月末までに全國の市区町村が実施し、まだどの医療保険にも入っていない人々を国保に加入させることが國の方針としてうちだされております。これが國民皆保険です。

豊島区で始まった國保は、行のため皆さんのが協力を頼ります（國保についてのあらましは二頁掲載）

伊勢湾台風見舞のお礼

此度の伊勢湾台風による災害に際しましては、早速あたたかい義援金品を多數賜わり、厚く御礼申し上げます。さよ出いたきました金品は、日本赤十字社並びに、特別区協議会を通じ、その都支現地へ急送いたしましたところ、岐阜県知事、市町村長より、感謝の意を伝えて参りましたので、ご厚情に対し報告申し上げ、お礼の挨拶といたします。

昭和三十四年十一月

豊島区長 木村 秀崇

伊勢湾台風義援金品報告

(区級分・十一月末現在最終結果)

義援金
一、九二九、三〇一円
義援品
二千七百九十一包

国民健康保険のあらまし

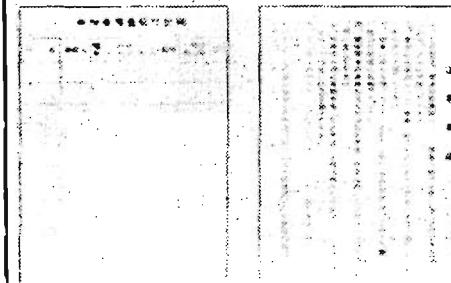
十二月一日より豊島区の国民健康保険（国保）が始まりました。国保は病気になつたとき保険でお医者さんにかかります。この医療保険制度で豊島区内に住んでおられる方で健康保険、船員保険など他の健康保険に加入していない全部の方が加入しなければなりません。但し外国人、生活保護法による保護をうけて三ヶ月以上の方等ははいらないことになります。皆様の健康と家計の安定をお守りするための国保は被保険者にお医者さん、薬剤師さん、看護師さん等ははいらないことになります。

◎保険給付の内容

一、療養の給付
被保険者が病気になつたりけがをしたときに行なわれる給付を療養の給付といいます。これは薬をもらつたりはうたいをしたり処置や手術などを行つたり必要に応じ入院したりつきそい看護人をつけたり移送してもらえることです。

◎療養費ばらい

お医者さんにかかった場合は



才 入	
国民健康保険料	39,370,453
使用料・手数料	2,000
国庫支出去金	32,402,985
支出去金	18,274,183
支取	7,107
都合	90,056,728

昭和34年度豊島区国民健康保険事業才入才出予算

才 出	
区保保険料	6,653,263
所付費	76,439,576
施設費	432,000
収支	3,663,678
出合	780,373
支償	2,087,838
合計	90,056,728

一、期間	
一、期間	十二月十四日から当分の間(来年六月末頃の予定)
二、仮移転先	東北へ徒歩約二分

(97) ○一七七 (従未通り)

国保によりどんな病気やけでもじゅう分な治療がうけることができますし、お医者さんに處方せんを書いていただけは国保をあつかう薬局で調剤してもらうことができます。

二、助産費
被保険者がお産をしたときに区条例により一五〇〇円支給されます。

三、葬祭費
被保険者が死亡したときには区条例により二五〇〇円支給されます。

◎保険料はどの位いかかるか
国保事業に要する費用にあたるために区では条例で保険料を課することになっております。この保険料は特別区民税額の百分の九十五に相当する

一部負担金を支払うことになります。つまり国保に入ることにより医疗保险料を毎月納めることにより一部負担金を支払った時その一部負担金を支払えた場合は半額を支払うことになります。つまに国保に入ることにより医疗保险料の一部をその時払えばよいということです。この一部負担金を支払えない場合は早く区役所国保課へご相談下さい。

◎他の市町村からの転入者給付制限
国保を実施していない地区から転入してきた人は原則として転入の日から六ヶ月間は次の給付は受けられません。
入院、病人の移送、看護

池袋公共職業安定所が仮庁舎に移転します

所得割額と被保険者一人につき年六百円を課する均等割額の合計で保険料の最高額は五万円までです。この保険料は電気、ガスの集金と同様に区の徴収員が毎月集金におうかがいすることになつております。保険料は月割で賦課されますから世帯のうち被保険者数に増減があった場合には保険料は変更されます。なお保険料の賦課は四月一日現在で行いますが本年は十二月一日現在で行い年額の三分の一を来年三月までの四ヶ月の月割で賦課されます。

◎加入資格の異動届
一、転入、転出があつた場合に合併証をもって行った時と同じ計算をしてお立替分をお返しいたします。

三、他の健康保険に加入した場合

一応全額払つておいてあとで区の国保課に受取証を差し出し請求を出して下さい。この場合の受取証は給付の内容がわかることが必要ですから、理由をよくお医者さんに話して下さい。区役所ではこの場合に保険証をもって行った時と同じ計算をしてお立替分をお返しいたします。

二、子供が生れたり世帯員のどなたかがなくなられた場合

青少年をすこやかに

そだてましょう

年末・年始の青少年保護運動

歳末より年始にかけては、家庭生活が繁忙となり、また町の中もあわただしいふんないにつつまれ、落ちつきのない生活環境になりがちです。学校も休みとなり不良化のきさしの現われるものこの時期です。青少年が自づからこの時期を有意義に過すために児童、生徒、勤労青少年達の予暇善用と環境浄化活動の推進に区内各職域、地域団体は勿論のこと充分意をそそぐように

力すくより話し合い 明るさはまず人権の自覚から

「基本的人権」は、憲法により侵すことのできない永久の権利として国民に保障されており、反面国民はこれを公共の福祉に利用する責任を負い不斷の努力でこれを保持しなければなりません。皆さんの中で自分の権利が侵され泣き寝入りをしている方はあるませんか。このような場合は人権擁護委員か東京法務局人権擁護部にご相談下さい。今年は、世界人権宣言十一周年に当たります。十一月十日の人権デーを中心とし、四日から人

権週間としていろいろの行事が行なわれましたが、集団の威力で個人の人権を侵すことのないよう社会生活から暴力

◎本区の人権擁護委員

大塚 丈一	巣鴨五ノ一一〇
吉見新太郎	高田南町三ノ七五五
糸井川洋平	池袋六ノ一九三二
片岡 七郎	長崎一ノ三
河野 龜三	長崎五ノ一三
竹内 博司	巣鴨五ノ一一五二
小松原勇治	椎名町三ノ一九八六
武部 りつ	(95) 二六〇四
岸 加藤新太郎	(97) 二六〇四
宮司 池袋四ノ四六五	(97) 一二三二
	○四六五

(97) (97) (95) (97) (95) (97) (95) (97) (95) (97) (95) (97)

歳末助け合い運動

今年も例年どおり、区内生活困窮者歳末援護対策とし、皆様の深い御理解とご協力をともに十一月二十日から十二月五日までを募金期間とし、「歳末助け合ひ運動」を区内にわたりて実施いたしました。この運動は家庭におい

をなくし、お互いに人権を尊重し合って明るい社会をつくりましょう。

☆ ☆

豊かにする貯蓄 生活に希望と 力を生む貯蓄

て不要品を換価処分するなど適宜な方法により金円のきよ出しをお願するものであります。歳末見舞を贈る対象は生活保護世帯、生活要保護世帯、单身入院中の医療保護者、区内児童福祉施設等であります。

選挙管理委員会 委員長文替
選挙管理委員会の委員長勝山好象氏は、十一月三十日付で委員長を辞任し、新委員長には十二月一日安田安久次郎氏が就任しました。

お願い致します。又この期間は、とくに児童の路上遊びが多くなり事故発生原因となるので児童の遊び場に気をつけ下さい。

豊島区では青少年の不良化を防止するため、左記の相談所を設けご相談に応じておりますからお気軽にご利用下さい。

◎青少年相談所（婦人会館） 毎週月曜日に保護司が青少年のことならどんな相談に

◎教育相談室 每月第二、第三、土曜日午後一時より四時まで性格異状児、学業不振児（知能障害児）の診断指導助言を立派司ケ谷小学校で相談に応じています。

昭和34年度=優良こども銀行都知事表彰 富士見台小こども銀行受賞

年末郵便について
郵便局からお願い

年賀状は十二月二十三日ごろまでにお出し下さい。

年末小包 第三種以下の大きさの小包郵便を正確迅速にお届けするために丈夫な荷札を必ず一枚つけて下さい。

貯蓄の増強にそしてまた教科外活動として多大の成果をあげてい

秀な成績をあげ毎年大臣賞をうけていますが、本年度も富士見台小学校が十一月二十七日優良こども銀行として都知事から表彰をうけました。富士見台小学校子ども銀行はこども銀行を設立してからわずか六年で受賞の栄に輝やき、その運営、発展は目ざましいものがあります。

なお現在は歳末特別貯蓄運動期間中です。ボーナス支給の時機もあり、又年末、年始の出費の重なる時ですが、我が國の経済基礎を確立し、私の明日の生活を豊かにするためむだな出費をはぶき貯蓄にご留意下さい。

秀な成績をあげ毎年大臣賞をうけていますが、本年度も富士見台小学校が十一月二十七日優良こども銀行として都知事から表彰をうけました。富士見台小学校子ども銀行はこども銀行を設立してからわずか六年で受賞の栄に輝やき、その運営、発展は目ざましいものがあります。

なお現在は歳末特別貯蓄運動期間中です。ボーナス支給の時機もあり、又年末、年始の出費の重なる時ですが、我が國の経済基礎を確立し、私の明日の生活を豊かにするためむだな出費をはぶき貯蓄にご留意下さい。

電線がじゃまになるときにはお近くの東京電力へお申出下さい。（豊島郵便局）

感電事故をなくしましょ

またこれからはお子さんたちのタコあげの季節になりますがタコを電線にひっかけたり、ひつかつたタコをとろうと電柱にのぼったりすることのないよう家庭では充分気をつけ下さい。



「成人の日」記念

成人の集いが行なわれます

おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。成人の日記念行事が、区・区教育委員会・区選舉管理委員会、豊島区青少年問題協議会共催で昭和三十五年一月十五日「成人の日」に豊島公会堂で開かれます。当時は、成人になつた方たちを祝いはげます式典や講演、演芸などが行われます。対象は昭和十四年一月十六日以降昭和十五年一月十日

「公益質屋才末の

取扱時間延長

区民の好評を頂いている区宮公益質屋は今年も利用者の便宜をはかり歳末時に限り取扱時間を延長いたします。

午前九時～午後十二時

池袋一ノ一三四
(97) 九四七七

日出町公益質屋
日出町一ノ一六七
(97) 九二二四

駒込公益質屋
通帳と印鑑をお持ち下さい。

年末の区役所事務取扱

区役所の一般事務は十二月二十八日で全部終了いたしました。区税納付、印鑑証明、住民票交付等でご用のある方は二十八日までに

来年は一月四日より平常通り事務を取り扱います。なお緊急のご用の方は、三十一日前半まで取扱いをいたします。

駒込四ノ一五
(98) 二八一一

第4次自衛官募集

昭和34年度

だいま二十士官の募集を行っております。応募資格は左記の通りですがご希望の方は区役所か出張所へ志願票を提出して下さい。

四、給与

食事及び衣服は無料給付又は貸与。俸給六千四百円

五、受付期間

三十四年十一月二十日から

三十五年一月十四日まで

お知らせ

固定資産税第三期分の納期は十二月三十一日です
(豊島税務事務所)

五日までに生れた方です。なお予定ですが、もし祝状が届かなかった場合は区役所出張所又は区教育委員会社会教育課文化係へお申し出下さい。

十二月分米穀の配給	
第一回 内地米一キログラム	第五回 正月用特配水稲もち米一・五キログラム 德用(1)
十二月一日～十二月八日	十二月十八日～十二月三十一日
第二回 内地米二キログラム	第六回 德用米(1)または(2)二キログラム
十二月九日～十二月十五日	十二月一日～十二月三十一日
第三回 内地米一月分先渡一キログラム	第四回 内地米一月分先渡一キログラム
十二月十六日～十二月三十一日	十二月十六日～十二月三十一日

十二月十八日～十二月三十一日

第五回 正月用特配水稲もち米一・五キログラム 德用(1)

巢鴨庚申塚

新入学児童について

就学時健康診断通知書を十二月中旬までに

お宅へ郵送いたします。もし通知書未着の方や転入者で新入学のお子さまをおもに近かくの区役所出張所にお問い合わせ下さい。

明暦三年一年十八日の振袖火事は、本郷丸山本妙寺から発火して江戸城本丸を焼き、町家を焼き戸の九分通り焼け尽して終ったが、江戸市民はこの復興のため争って建築資材を求める、この時、秩父川越方面から運び入れられる竹木をここで取引した。そのためこの庚申塚の立場は、たてならべられ、その時立てられた竹木が倒れて庚申塚にあたる、塚を倒しばらばらに壊したので、同年三月にこわされた旧碑の破片を埋めて其のうえに新たに塚を建てたこれが現在の庚申塚である。塚はおまかせられ高さ六尺の花崗岩で表面に奉造石塔が建立され、庚申塚は各地に多数あるが、この塚だけ有名になったのは中仙道板橋宿にある。場所と時代道と異り中仙道は川止の心配もなく、又団子茶屋と呼ばれた四軒の掛茶屋が出来て旅人たるの休憩所となり往還の人々にあらう。場所と時代の情勢により旅人の口づてに「巢鴨庚申塚」の名が広まった。

